

河長監第94-7号  
令和3年3月29日

河内長野市長 島田智明様

河内長野市監査委員  
村治規行

### 監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

#### 記

##### 第1 監査対象

議会事務局

##### 第2 監査対象期間

令和元年度及び令和2年度（監査実施時まで）

##### 第3 監査実施期間

（1）書類監査 令和3年1月26日（火）から令和3年3月15日（月）まで

（2）委員監査 省略

##### 第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

##### 第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

## 第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおむね適正に執行されているものと認められました。